

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 27 年度第 4 回茨木市廃棄物減量等推進審議会
開 催 日 時	平成 27 年 11 月 25 日 (水) 午後 3 時 00 分 開会・午後 4 時 30 分 閉会
開 催 場 所	茨木市役所 南館 8 階 中会議室
会 長	小幡 範雄
出 席 者	小幡 範雄、渡辺 信久、原田 智代、堂脇 末雄、富田 清香、三上 雅弘、 田中 サオリ、福田 榮三、竹原 篤子、矢野 正、嶋本 佳世 (11 人)
欠 席 者	川口 美加、三好 信明 (2 人)
傍 聴 人	なし
市	西林産業環境部長、上田建設部長、神谷産業環境部次長兼資源循環課長、 中井建設部次長兼下水道総務課長、酒井環境事業課長、上村環境衛生センター所長、 中野環境事業課主幹兼業務係長、松野下水道総務課計画係長、 千品資源循環課計画係長、浅井、竹國、丸谷 (12 人)
議 題 ( 案 件 )	1 開会 2 出席者の報告 (会議の成立) について 3 基本計画 (案) 第 3 章までの修正について 第 4 章について 4 今後の日程について 5 閉会
配 布 資 料	1 第 3 回茨木市廃棄物減量等推進審議会におけるご意見への対応 2 茨木市一般廃棄物処理基本計画 (案)

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	<p>1 開会</p> <p>会議に先立ち、今回配布している資料の説明を行う。</p> <p>まず、今回の次第、次に第3回茨木市廃棄物減量等推進審議会におけるご意見への対応表、そしてその基本計画の修正案、最後に、第5回廃棄物減量等推進審議会開催日程の照会文となっている。</p> <p>それでは、茨木市廃棄物減量等推進審議会規則第3条第1項に基づき、会長に議長を努めていただき審議をお願いします。</p>
議 長	<p>2 出席者の報告（会議の成立）について</p> <p>審議会の開会にあたり、審議会委員の出席状況について、事務局から報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>審議会委員の出席状況は、総数13名のうち、出席者11名、欠席者2名である。</p>
議 長	<p>ただ今事務局から報告があったとおり、過半数の委員が出席していることから、茨木市廃棄物減量等推進審議会規則第3条第2項により、会議は成立している。</p> <p>それでは、今から審議会を開会する。</p> <p>会議は公開となっており、傍聴者がいれば入室を許可する。</p>
事 務 局	<p>傍聴者はいない。</p>
議 長	<p>3 議題 「基本計画（案）第3章までの修正について」</p> <p>それでは会議次第に従って、議事を進める。</p> <p>前回の審議会第3章までを審議したが、そこで修正した方がよいのではないかと意見がいくつかあった。</p> <p>それについて、事務局において取りまとめたものを資料として配布している。</p> <p>資料の内容について事務局から説明されたい。</p>
事 務 局	<p>それでは、配布している「第3回茨木市廃棄物減量等推進審議会におけるご意見への対応」と「基本計画修正案」をご覧ください。</p> <p>第3回審議会での意見を受け、事務局にて基本計画案の修正を行ったので、対応</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>表の順に説明する。</p> <p>まず第3章の6、基本計画案の21ページだが、E委員から、売却益が出ているなどのイメージがわかると協力度が上がるのではないかとの意見があったことについて、参考として資源物の売却益をグラフ化したものを追加した。</p> <p>次に、A委員とD委員から基本理念について意見をいただいたので、39ページの基本理念の文言について一部変更を行った。</p> <p>具体的には、各主体において「まずはごみを出さないリデュース（発生抑制）とリユース（再使用）」を優先するという文言に取り替えた。</p> <p>同じく39ページの（2）基本方針の2つ目だが、修正前は「リサイクル社会での総合的な再資源化を推進」としていたが、基本理念に合致する形にするため「循環型社会での総合的な再資源化を推進」に修正した。</p> <p>次に第3章の8だが、B委員から、基本方針に対応する計画になっているとわかりやすいという意見があったので、47ページ以降の取組ごとにそれぞれに対応する3つの基本方針をタイトルとして追記した。</p> <p>次にA委員から、店頭回収のような事業者の取組も計画に示したほうが理解しやすいという意見をいただいたので、48ページの一番下に店頭回収の取組の内容を、注釈として追記した。</p> <p>そして、第3章の9、52ページの産業廃棄物の表記について、A委員から、「一部」などの表記を付記したほうが良いのではとの意見があったので、24ページ、51ページ、52ページとも、産業廃棄物（木くず、紙くず、繊維くずのみ）に修正した。また52ページに表記していた受付電話番号を削除した。</p> <p>最後に第3章の8だが、D委員の意見を受け、50ページの取組3-1廃棄物減量等推進員制度の活動拡大の文章に「研修を開催する」という文言を追加した。また、B委員の意見を受け、58ページの市の取組にリユースの項目を追加した。</p> <p>なお、表には記載していないが、E委員から、ペットボトルのキャップ下のリングを外すと価値が変わるのではないかという意見に対しては、現状を説明させていただくと、見積もり時に、売却業者に実際に資源物置場を確認してもらったうえで売却単価を決定しているとのことである。以上で説明を終わる。</p>
議 長	<p>前回の審議会であった意見への対応については、事務局から説明があったとおりで、趣旨が違うといったことはないか。</p>
A 委 員	<p>委員から出た意見について、おおむね反映されていると考えている。</p> <p>大幅な修正は難しいと思っはいたが、今後10年間は使用する計画であるので、</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	<p>少し修正した方がよいのではないかということで意見した。言葉にすると、3Rから2R、また、あまりモノを持ちすぎないという考え方が世の中の流れになっており、そういう方向が少し感じられるようになったので、良くなったと思う。</p> <p>他の委員はどうか。まだ修正が足りないといったことがあったら、意見をお願いしたい。</p> <p>特になければ、基本理念及び基本方針等については、事務局から説明があった形で修正するということがよいか。</p> <p>(基本計画(案)第3章までの修正について、全員一致で承認)</p>
議 長	<p>それでは、もうひとつの議題である4章の審議を始める。4章の生活排水処理の基本計画について、事務局から説明されたい。</p> <p>議題 「基本計画(案)第4章について」</p>
事 務 局	<p>それでは、第4章に入る前に配布している、基本計画案の第4章、生活排水処理基本計画の中に一部差し替えがあるので報告する。</p> <p>差し替えの箇所は、全部で5ページになる。</p> <p>まず、60ページの「表4.2.2生活排水の対策等に関する大阪府計画」について、都道府県構想の名称が誤っていたため訂正した。また、61ページの図も都道府県構想の名称を変更している。</p> <p>次に62ページの「表4.3.1生活排水の処理主体」において、平成26年度の合併処理浄化槽の現状に誤りがあったため修正した。</p> <p>さらに68ページの「表4.4.1旧計画の目標値との比較」における「H27予定」について、下水道整備状況等を踏まえて修正した。</p> <p>最後に72ページの表4.5.2から表4.5.6を、本年度8月に実施した公設浄化槽の希望等の内容を踏まえ、平成32年度及び平成37年度の目標値を変更した。</p>
議 長	<p>それでは、簡単に4章について事務局から説明されたい。</p>
事 務 局	<p>(「第4章 1.生活排水処理の基本方針から3.生活排水処理の状況」について説明)</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	<p>ここまでで、現状と整備等のこれまでの経緯及び課題が挙げられている。</p> <p>課題として、生活排水処理率が98%を超え、残りの約2%をどのように0%に近づけるのかとなっている。</p> <p>課題の設定や記載方法について、議論したいと思うが、このままで良ければ現状認識、課題の策定は以上としたい。</p>
B 委 員	<p>し尿および浄化汚泥の処理は、希釈をおこなって公共下水道に投入されているということだが、公共下水道に投入した後の水はどこに流れていくのか。</p> <p>また、66ページの環境基準点について、phが環境基準より高いところがあるが、希釈投入との関係はあるのか。</p>
事 務 局	<p>希釈投入は、環境衛生センターのし尿前処理施設に、直接収集車が入り投入し、下水道に投入できる水質基準とするために処理を行い、公共下水道に投入する。公共下水道に投入された処理水は、茨木市宮島にある中央水みらいセンターという下水処理場にて、改めて処理し安威川に放流する。</p>
B 委 員	<p>安威川に放流するのか。</p>
事 務 局	<p>そのとおりである。処理場からは、放流水質基準を満たした水質まで処理して安威川に放流する。</p> <p>環境基準点のphが基準値を上回っている問題は、直接し尿や雑排水が影響しているわけではない。し尿自体は汲み取り車の収集を通して下水道施設にて処理させるか、浄化槽により処理される。</p> <p>phは、水溶液中の水素イオン濃度の逆数の常用対数を示すもので、ph7で中性、7より大きいとアルカリ性、小さい数字は酸性を示している。</p> <p>一般的に河川における水素イオン濃度の変化の要因としては、工場排水等の混入や、日中の植物プランクトンの光合成が盛んになることによるphの上昇などが挙げられるが、具体的な原因は不明である。しかし、河川の汚濁に係る指数として代表的なBOD値が、基準値以内であるため、河川の水質は良好であると考えている。</p>
事 務 局	<p>環境基準点の位置について、下水処理水の放流地点より上流に位置しており、下水処理水の放流の影響は無い。測定内容の結果を見ると、ph超えには一定の傾向があり、毎年5月から10月にかけて夏期の期間において高くなるとともに、1日4回測定する内、日中の値が高くなる傾向があるため、水中植物による光合成の影響だ</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	と推定している。 事務局の説明では、BOD は下回っており、ph の基準値超過も植物プランクトンが原因と推測しているが、原因の特定には至っていないということであった。
B 委 員	了解した。
議 長	他に何かあれば意見をお願いしたい。
A 委 員	生活雑排水の処理ができていない、すなわち台所等の雑排水がそのまま川に流れている生活雑排水未処理人口は、63 ページの表によれば 4,605 人いると記載されている。 この生活雑排水未処理人口を下水道によって処理するのか、合併処理浄化槽によって処理するのか、どちらに重きがあるのかこの文章からは読み取れないので教えて欲しい。
議 長	生活雑排水未処理人口が全体の 1.7%程度あり、下水道に接続するという形にするか、合併浄化槽で処理するのか、または両方で処理する計画であるのか、方向性が決まっておれば、その理由等を説明されたい。
事 務 局	茨木市では、生活排水処理の手法について、公共下水道及び合併処理浄化槽の 2 つの手法で行っている。合併処理浄化槽により整備を行う地区は、山間部の泉原、上音羽、下音羽、清阪、長谷、銭原の 6 地区である。平成 15 年に生活排水の処理を検討した結果、個別処理である合併処理浄化槽で行うこととなった。 その他の地区は、公共下水道で整備することと決定し、現在も整備を行っている。 生活雑排水未処理人口の 4,605 人の内訳は、公共下水道の区域内で未処理となっている人口が 3,633 人、浄化槽区域で未処理であるものが 972 人である。 今後とも整備を続け、平成 37 年度には、383 人まで減少させたいと考えている。 平成 37 年度時点での生活雑排水未処理人口の内訳は、公共下水道区域で 69 人、浄化槽区域では、314 人が残ると予想している。
議 長	詳細に計画ができており、このような表現になっているようである。 他に何か意見はあるか。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
C 委 員	66 ページの環境基準点における ph の説明の確認だが、例えば茨木川では、7.5～9.5ph というような数字の動きは、1日4回測定した中で、7.5 の時間帯もあれば、9.5 の時間帯もあるということか。
事 務 局	年間測定値の最小値と最大値を範囲で示している。
C 委 員	了解した。 表 4.3.5 と表 4.3.6 について ph、BOD、SS、D0、大腸菌群数の順番が異なっているため、統一して並び替えたほうが丁寧であると思われる。
議 長	表 4.3.5 と表 4.3.6 は、並べ替えたほうが見やすくなるため、修正されたい。 それでは、「4. 旧計画の目標値との比較」及び「5. 生活排水処理計画」について事務局から説明されたい。
事 務 局	(「第4章 4. 旧計画の目標値との比較、5. 生活排水処理計画について説明」
議 長	ここでは、課題を踏まえて生活排水処理を 99.9%まで向上させる目標をたて、住民と連携しながら目標に向かっていく内容となっている。
B 委 員	住民連携の取組内容について、具体的に住民が何をすればよいか分かるように記載したほうが良いのではないか。 汚濁負荷の要因となる物質を排出しないことが重要であると書かれているが、風呂の排水、洗剤の種類、調理の油、食物の残渣など様々なものが推測されるが、具体的に何が問題となっているのか分からない。一般廃棄物処理計画のように市民や市の取組について具体性があるほうがよい。
議 長	73 ページの住民連携は、重要な項目であるが、汚濁負荷や環境負荷という表現では、具体性が乏しく何を行えば良いか気付き難い。そのため、具体例などを交えて分かりやすく表現して欲しい。
事 務 局	表現等について検討を行い修正する。
議 長	住民連携の項目については、事務局が具体的な例示等を交えて分かりやすい表現に修正することとなった。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
A 委 員	<p>他に何かあるか。</p> <p>下水道区域内に生活排水未処理人口が約 3,000 人いるとの事であったが、現状で下水道が整備済みなのか、これから下水道管を埋設していかなければならないのかによって、事業費が大きく変わってくると思われる。特に、下水道整備は、終わりに近づけば事業費が大幅に上がる傾向にある。下水道管が目の前まで入っているのであれば、下水道に接続して貰うようお願いするだけで良いが、まだ下水道整備が出来ていないのであれば合併処理浄化槽に整備手法を変更することも視野に入れるべきではないか。</p>
事 務 局	<p>下水道の整備でまだ残っている地域は、特環区域と言って、大岩、安元、忍頂寺の山間部であり、新名神高速道路や安威川ダム建設、彩都関連の大型プロジェクトと関連している地域である。関連事業による道路整備に合わせて下水道管を埋設しており、今年度から来年度にかけてほぼ完成させる見込みである。</p> <p>本市全体の人口のうち、約 99.5%が下水道区域であり、残りの約 0.5%を浄化槽区域として合併処理浄化槽にて整備する計画である。そして、下水道区域で現在未整備となっているのは、全体の約 0.2%であり、そのうち大型プロジェクトに関連して整備される人口が約 0.1%であると想定しているため、下水道未整備人口は約 0.1%となる。その他の人口は、合併処理浄化槽で整備することとなる。</p>
議 長	<p>公共下水道の整備費は、これから急激に上がることは無く、問題なく事業を実施していけるという解釈でよいか。</p>
事 務 局	<p>汚水整備は、下水量が少ないため最低管径のφ200mmの管渠で整備している。未整備地区が点在しているが、残りの総事業費は約6億円程度であり、ほぼ終わりであると考えている。</p>
A 委 員	<p>下水道整備は、6億円の事業費が必要とのことであったが、浄化槽は、1基あたり100万円程度で整備できるため、浄化槽のほうが安価に整備できるようにも思えるが適当な計画があるとのことなのでこれ以上は言及しない。</p>
議 長	<p>市の計画を進める上で、色々と問題点等があるかと思うが、事務局から何か補足等はあるか。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	先ほどの6億円の整備費というのは建設費のことであり、整備費が高いように思っても、10年後、20年後のランニングコストを含めて比較検討し、浄化槽区域と下水道区域を定めている。
議 長	了解した。 他に何かあるか。
D 委 員	73ページの住民連携に関する河川清掃等について、安威川クリーンキャンペーンをいつも7月の暑い盛りに開催している。また、開催前に台風などの大雨が多い。通常の河川清掃は、地域によって6月に開催している自治体もある。 子供や高齢者も参加できるように気候の良い時期に開催することは出来ないのか。
事 務 局	安威川クリーンキャンペーンは、河川週間付近で、夏休みの子供にも参加して欲しいとの思いから開催日を設定している。 しかし、近年では開催日が非常に暑い日となっているとともに、開催日前後に大雨で河川敷が汚れてしまっている。そのため、参加者からも日程変更の要望があるので、開催日程について検討する方向である。
D 委 員	近年では、暑さ対策としてテントを立てる等の措置を講じているが、子供や高齢者は暑さの為に安威川クリーンキャンペーンへの参加を見送っていることもある。 できれば、安威、耳原、太田、田中、竹橋地区を含めて6月ごろに開催する方向で検討されたい。
事 務 局	了解した。
議 長	今後、安威川クリーンキャンペーンがますます盛り上がればよいと思う。 他に何かあるか。
C 委 員	69ページの計画の主要な取組の現状と達成状況だが、生活排水処理目標が平成27年度の欄で努力目標年度0.7ポイント増となっている。これだけでは、何を示しているか分からないため、内容欄で何が0.7ポイント上がったのか補足説明を入れたほうが良い。 また、表の内容で実線と破線を使い分けているが、どのような意味の違いがあるのか。環境フェア等、毎年継続して実施している内容であれば実線にしても良いと

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	<p>思われる。</p> <p>生活排水処理目標については、0.7 ポイント増の補足を内容欄に記載すればよいと思われるが、実線と破線の違いについて説明書き等が記載されていないため事務局から説明されたい。</p>
C 委 員	<p>平成 27 年度で終わる取組は無く、今後も継続していくものと思われるため、実線で記載しても良いのではないか。</p>
議 長	<p>計画段階の表を使用しているとも考えられる。</p>
事 務 局	<p>生活排水処理目標については、説明文を付け加える。</p> <p>実線と破線の違いは、実線がハード対策を含む取組を継続しているもので、破線はソフト対策のみ継続しているものであるが、分かりやすい表現に変更する。</p>
議 長	<p>破線では取組を実施していないように思えるため、ハード・ソフトの区分を明記させたいのであれば見やすく、分かりやすく表現できるよう修正されたい。</p>
D 委 員	<p>自治会から提案があった内容だが、畑を宅地化し家を建てた際に、畑で利用していた 20cm 程度の小さな水路が残ったままとなっている。現在は、水も流れず蓋もされていないため、子供がはまって怪我をしたり、蚊が湧いたりしている。</p> <p>このような水路は、現状では誰が所有し、管理しているものなのか。また、改善しようとするればどのような手続きが必要となるのか。</p>
事 務 局	<p>現在議論しているのは、一般廃棄物処理基本計画の生活排水処理計画に関することであり、論点が少しずれているのではないか。</p>
D 委 員	<p>生活排水処理に係る内容であると思われる。</p> <p>大きな水路と小さな水路があるが、畦道の間にある幅の小さな水路をどのような扱いとしているのか確認したい。</p>
事 務 局	<p>住民が共用して使っている里の道であれば、里道の一部であると思われる。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
D 委 員	里道の横にある水路は、どのようなものであるか。
事 務 局	田畑のための農業用水路であることが多いと思われる。
D 委 員	現状土地利用を行い、宅地化しているが、農業用水路が残っているのか。
事 務 局	農業用水路の残りか、里道水路であると思われる。
D 委 員	現状は、農業をしていないため、もう使用しない水路である。そのような水路は、誰の所有となるのか。
事 務 局	里道水路であれば個人のものではないので、住民が協力して維持管理を行う必要があると考える。宅地化される前の状況が、田と田の間にあった水路であれば個人の所有であることも考えられる。
D 委 員	現状は、クワ1本程度のわずかな小さな溝である。
事 務 局	個人の水路であれば個人で維持管理すべきではないか。
D 委 員	昔からある水路であるため、個人のものでは無いと思われる。
事 務 局	個人のものでなければ、地域で維持管理するべきではないか。
D 委 員	実行組合に、使用しない水路を改善するよう問い合わせている。
事 務 局	地域で話し合いをするべきである。
D 委 員	実行組合に問い合わせたが、実行組合では対応しないと言われた。
事 務 局	今議論している地区は、分流式下水道区域であり現状は污水管のみ埋設されていると思われる。そのため、既存水路には雨水が排水されており、日常の維持管理は雨水排除の受益を受けている住民が行うべきであると考えられる。 実行組合は、農業用など自らの利益のための維持管理は行うが、それ以外の目的での管理はしないと思われる。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
D 委 員	延長も短い水路である。
事 務 局	水路にゴミがたまっていると、雨天時にそれが原因で浸水被害が発生することにも繋がってしまう。
D 委 員	河川ではないのか。
議 長	<p>今までの意見では、69 ページの表を見やすく修正し、73 ページの住民連携の項目を具体的に分かりやすく修正する意見が出た。また、今後の生活排水処理整備手法について、公共下水道と合併処理浄化槽のどちらで整備を進めるのかを加筆できる範囲で修正するとの事であった。それでよいか。</p> <p>異議がないようなので、議題「基本計画（案）第4章について」は終了とする。</p> <p>次の議題である今後の日程については、後ほど事務局にお願いするとして、ここで一般廃棄物の処理計画について自由な意見を伺いたい。</p> <p>廃棄物の削減目標が45 ページに記載があり、家庭系で1人あたりの排出量を今後10年先までに17%削減するとしているが、目標達成に向けて、このようなことができる、あるいは難しいといったことがあればお願いしたい。</p>
D 委 員	生ゴミについてだが、材料の切れ端等を使った料理コンテスト的なことをしてはどうか。それで環境週間の時に表彰するなどすると、生ゴミの量が少しでも減るのではないか。
議 長	<p>豊中市が今、エコレシピコンテストというのをやっている。</p> <p>多分、色々なところで似たようなことをしていると思うが、事務局として何か考えはあるか。</p>
事 務 局	本市では、環境フェアの中で、大阪ガスの協力を得てエコクッキングとして、ゴミを出さないような料理教室を開催している。
D 委 員	その料理教室では、何人か募集して定員になったら終わりということになっていたので、できればもっと多くの市民が参加できるコンテスト的なものがよいのではないかと思う。
事 務 局	提案をいただいたということで、施策としてどのようなことができるかというこ

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
E 委 員	<p>とから検討するという方向でお願いしたい。</p> <p>ごみ収集日を記載している看板がごみ集積場所に時々あるのだが、あれは市が設置しているのか、それとも自治会が設置しているのか。</p> <p>中には曜日等を記載していないものもあるが、分かりやすくしてほしいと思うので、もっと多くの集積場所に設置するようにすればよい。</p> <p>最近、立命館大学の学生も多く来ているので、分かりやすく周知できるのではないか。</p>
F 委 員	<p>私の地域は、市からもらったものを自治会が付けている。</p>
D 委 員	<p>看板は環境事業課でもらえる。それを自治会もしくは減量等推進員が設置している。</p> <p>曜日等を記載していないというのは、マジックを使って書いたのだと思う。マジックで書いたら3か月で消えてしまう。</p> <p>私は、当時の環境政策課に依頼して数字と曜日ばかりプリントしてもらって、58枚の看板に全部貼り付けた。</p>
事 務 局	<p>ごみ集積場所の看板は市の窓口で渡しているが、自分の家の前に看板を設置してもらっては困るという意見があったり、道路上で設置するスペースがないこともあり全ての集積場所に設置するのは難しい。</p>
G 委 員	<p>平成25年度から市による浄化槽事業が開始されたが、泉原地区では多数問題を抱えている。</p> <p>泉原地区でも、市の浄化槽事業を活用して合併処理浄化槽を毎年数軒ずつ設置しているようだが、敷地いっぱいの家屋が建ち、浄化槽を設置するスペースが無く、浄化槽の設置を希望しても物理的に設置できない家庭がある。そのような家庭からの雑排水が、水路を通じて畑等に流れ込んでくるため、各家庭に市が訪問し解決策等の提案をお願いしたい。</p> <p>また、特に困っているのは泉原地区にある福祉施設からの排水である。福祉施設には6つほどの建物があるが、全ての施設に浄化槽が設置されておらず、そこから汚れた排水が流れているために、水田が汚染され川の石がドロドロしているように感じている。大阪府などの行政が視察していると聞いているが、現状は悪水を流し続けている状態である。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
D 委 員	雑排水や浄化槽排水を水路に流す際に、実行組合と協議し協力費等を支払うような制度や仕組みはないのか。
G 委 員	そのような制度はない。
D 委 員	私の地域では、雑排水等を水路に流す際は、実行組合に協力費を支払う制度が過去にあった。
G 委 員	私の地域では、過去にもそのような制度はない。
D 委 員	地域によって制度が異なっているのか。
G 委 員	福祉施設は、平然と当たり前のように排水を水路に流下させている。
議 長	話は理解した。 他に何か意見等あるか。
G 委 員	現在、合併処理浄化槽が未設置となっている家庭に対し、戸別訪問を行っているのか。自治会としては関与しない方向だが、市が戸別訪問を行い解決して欲しい。
議 長	生活排水未処理地域が少なくなってきており、未処理地域では多数の課題を抱えてくることが伺える。
事 務 局	そのような内容について、この場で答えを出すことはできない。
議 長	各地域における個別課題等は、別の機会に双方協議を行うこととされたい。
D 委 員	今回は、現状や提案内容だけ伝えたいと思う。
A 委 員	生活雑排水は、建設省が下水道に乗り出してから、一般廃棄物なのか、国土交通省の管轄なのか、曖昧になってしまった。元々は、建設省が下水道をつくるはるか前に、今から 100 年以上前に汚物掃除法にて市町村がし尿を含めた一般廃棄物を処理しなければならないことになっていた。 現代でも、その精神を引き継ぎ、市などの行政に対して強い態度で交渉しても良

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>いと感じる。</p> <p>自治会や住民同士で協議しても解決に至らない場合は、生活衛生の状態を維持するために始まった汚物掃除法の精神で、正義感を持って行政が力を振るって対応しても良い時期にきていると考える。</p>
D 委 員	<p>地域で独自の看板をごみ集積場所に設置する場合の費用は、市からの自治会活動報奨金に中にごみ関係に対する部分があるので、それで賄っている。</p>
A 委 員	<p>了解した。</p>
E 委 員	<p>看板について、設置場所が道路上となる場合、市の許可が必要なのか。</p>
事 務 局	<p>元々はごみを収集するということはしておらず、ごみ集積場所というものもなかった。</p> <p>それを街の中心部から順々に収集するようになって、市が収集するようになってからはさらに広がっていったが、ごみ置場というのは今のステーション方式での集積場所とは違うものであった。</p> <p>現在は、新たに開発される場合、ごみ集積場所を確保するよう指導しているが、古くからのところは、大抵は誰かの家の角というようなことが多く、看板を設置するとすると、その人の家の壁や塀に貼ることになるので、理解が得られる場合とそうでない場合がある。</p> <p>それで設置できない場合もあるが、ごみ集積場所ごとにそこを使用するグループは決まっているので、その中ではごみの収集日は皆知っているところである。</p> <p>看板は市で用意しているが、独自で作成している地域については、自治会からの要望により清掃に係る分も含め報奨金を支給しているので、そういったものを活用してもらいたい。</p>
E 委 員	<p>マンションの住人、単身世帯、学生、サラリーマン等が自治会清掃に参加しないとよく聞くので、そういう人向けにアプリを開発していると思うが、先ほど学生について触れたのは、突然街にやってくるなかなか調べにくいところがあるので、集積場所に看板が設置されていれば分かりやすいと思ったからである。</p> <p>そこで、看板を電柱に設置するならそれほど迷惑ではないのではないかと。ただ、その場合、公道であればどうなるのかと疑問に思った。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	学生の殆どはマンションやアパートに住むことになると思われるので、管理会社等に周知の徹底を依頼しているところである。
D 委 員	私の地域では、今年初めてワンルームマンションができたが、少し変わっていて、ごみの収集については普通ごみが月曜日から土曜日の毎日、粗大ごみと缶・びん等は市の収集日となっている。
議 長	市が毎日収集しているのか。それとも事業系なのか。
事 務 局	市では地域ごとの収集日以外は収集しない。 そのマンションは、ごみを毎日出すことができるということをウリにするために、おそらくオーナーが一般廃棄物収集運搬許可業者と契約しているのではないか。
D 委 員	普通ごみについては、毎日業者が来ている。それ以外は市が決められた収集日に収集に来ている。 話は変わるが、私の地域では普通ごみのみの集積場所が多くあって、粗大ごみの集積場所は数が少ない。地域には年配の人も多く、粗大ごみを遠くまで運ぶのは大変だということで、9月10月ぐらいに普通ごみの集積場所に粗大ごみも出せるようにしてはどうかという話が出た。 しかし普通ごみだけでも困っているのに、そこに粗大ごみまで置かれるようになると道がさらに狭くなって通行の妨げになるので承服しかねるといったことがあった。
事 務 局	確かに、茨木市域でパッカー車が入れないところが1か所あって、そこでは一旦軽トラックで収集して、広い通りに出てからパッカー車に積み替えを行っているところがある。 そこで粗大ごみまで収集するのは大変なので、粗大ごみは道幅の広いところでお願いしているのだと思う。
D 委 員	それでOKが出た。 軽トラックが朝8時15分に来て順次積み込みを行って、最後の方は9時以降になる。そこで問題になってくるのが鳥害。カラスの害だが、これにはごみを収集に来る30分前ぐらいに出すことで対応している。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	ごみ収集の時間は決まっている訳ではない。日によって前後することがあるので、それはご理解願いたい。
D 委 員	それは理解している。 地域内でも収集が遅いところは、環境衛生センターへごみを一旦持って帰り、もう一度収集に来るので、大体1時間遅れるようになっている。 地域の中で、早い収集のところの人がごみを出し忘れたら、遅い収集のところへ出しに行ってるが、お互い何のトラブルも発生していない。
事 務 局	トラブルが発生している地域もある。
D 委 員	私どもの地域では反対していない。分別ルールに合ったごみはどこに出してもよいことになっている。
E 委 員	ごみの有料化を行っており、自治会にごみの指定袋を配布して自治会員は無料だが、自治会に加入していない人は指定袋を購入しなければならないといった自治会が周辺にあったのではないか。
D 委 員	茨木市では、そういった自治会はない。
E 委 員	茨木市にはないのか。資料にごみの処理費用負担のあり方の検討との記載があるので。
事 務 局	それは北摂7市でも聞いたことがない。自治会に加入しているかどうかで有料かどうかを区別しているところはないし、できない。
E 委 員	費用負担はどのようにするのか。
事 務 局	他市の状況だが、まず減量目標を決め、減量後のごみの総量を人口で割って、それに見合った数量のごみ袋を配布すると目標達成となる。 当初、そこまでは無料で、それよりもごみを多く出す家庭には、追加でごみ袋を購入してもらっていた市がいくつもあるが、大抵、数年後には全ての袋を有料としている。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
E 委 員	それは、達成できなかったからなのか。
事 務 局	無料の袋を渡すとなると、配達等で相当経費がかかる。 そこで、指定袋制を止める訳にはいかないもので、結局全ての袋を有料化するということが、他市の例である。
A 委 員	有料化については、今の話のとおりだと思う。 話は変わるが、茨木市ではごみ屋敷で困っているといったことはないのか。 生活雑排水もそうだが、地域内の衛生状態を維持するというのが市町村の役割である。 京都ではごみ屋敷を強制的に執行したということを報道で見たが、これから 10 年も経つと、いたるところでそういったことが行われるようになるのではないかと考えているので、直接的な記載は無理としても、執行可能な仕組みを考えておいてもよいのではないかと思う。
事 務 局	本市でもごみ屋敷的なものはいくつかあったが、市の清掃部門の職員が家の中に入ってごみを収集することはできないので、ケースワーカー等が話をし、また、地域住民等の協力により、ごみ出しを終えたところへ収集に向かうといった形で対応できている。 現在までで、テレビ番組で放送されているような、道路にまで並べているような事案は、本市では聞いていない。
A 委 員	今に来るかもしれない。
議 長	他に何かないか。 事業系についての意見等があれば伺いたい。
H 委 員	当社では、事業系ごみということで、可燃ごみだけが茨木市に行っており、それ以外は違う業者に引き取ってもらっている。 その中でリサイクルできる紙については、分けることは分けているのだが、紙の回収業者がない。
事 務 局	回収業者については、協議して無料で回収してもらおうのか、それとも有料で引き取ってもらえるのか。有料になるぐらいであればすでに実施していると思うが、量的

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>に少ないところをどうするのがカギとなる。</p>
H 委 員	<p>先日、市の担当者が訪問してきて、雑古紙の分別についての説明があった。事業所側は使える紙を分けてもらいたいと協力要請があったので、分ける段取りはしているが、最終的にはどうしたものかと。</p>
D 委 員	<p>雑古紙は難しい。 地域では、そろそろ雑古紙を集めようかということで、薄いボール紙と一緒にダンボールに入れるようにした。</p>
議 長	<p>雑古紙は、行政としては、京都市が熱心に取り組むようになった。 本日は重要な意見も多くありよかったと思う。 この審議会の開催予定はまだあるが、それ以外でも、たとえば懇話会のような形でも、意見を出し合う場があればよいのではないかと思う。 それでは、残る議題「今後の日程について」の事務局説明をお願いします。</p>
	<p>4 今後の日程について</p>
事 務 局	<p>今後の日程について、1点目にパブリックコメントについてだが、パブリックコメントは、市の基本的な計画等の立案過程において、その趣旨や案の内容等を広く市民に公表し意見をまとめ、これを考慮して意思決定を行うもので、本市においてはこのパブリックコメントを実施するという方針が定められている。 具体的な手順としては、これまでの審議を踏まえて事務局においてパブリックコメント案を作成し、年明けの1月、約1ヶ月をかけて実施したいと考えている。 また、庁内での意見集約も行う予定である。 審議会委員からの提案、パブリックコメントの概要、期間等の詳細については後日郵送にて通知する。 2点目は、第5回審議会の開催日程だが、2月を予定しており日時が決定次第通知する。また、会議の議題はパブリックコメントの結果報告と、答申案、答申書素案の検討の予定である。</p>
議 長	<p>事務局において、パブリックコメント案を作成することのことだが、会長と副会長とで確認することでよいか。 異議がないようなので、本日の審議会はこれで終了する。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	5 閉会